

以下の2問、問題1・問題2とも解答せよ。

(配点:両問とも 50 点)

問題1 次の事例に関して、下記の設間に答えなさい。

X 神社では、25 年に一度、神社の修復に伴って、「正遷宮」と称する、江戸時代から続く伝統的な祭事が行われてきた。その祭事においては、のぼりや神輿を中心に、X 神社の境内まで練り歩く「行列」が行われることになっていた。そこで、その参加者のための休憩所として A 市立 Y 小学校の施設が使用されることになり、「正遷宮」実行委員会は、A 市教育委員会に対して A 市の学校施設目的外使用条例に基づいて Y 小学校施設の使用許可を申請し、その使用許可を受けた。その際に、使用料の免除も認められた。これに対して、A 市の住民から上記使用許可及び使用料の免除に対して住民訴訟が提起された。

- (1) 上記の事例について違憲論を展開しなさい。
- (2) 上記の事例について合憲論を展開しなさい。

【A 市学校施設目的外使用条例(抄)】

第1条 (趣旨) A 市立学校施設(以下「学校施設」という。)の目的外使用については、他の法令の規定によるほかは、この条例の定めるところによる。

第2条 (定義) この条例において学校施設とは、A 市教育委員会(以下「委員会」という。)の管理する学校及び幼稚園の建物及び土地をいう。

第3条 (使用の申請) 学校施設を使用しようとする者は、使用の 7 日前までに別に定める使用申請書を提出して委員会の許可を受けなければならない。

第4条 (許可) 委員会が前条の申請に基づき、学校施設の使用を許可しようとするときは、あらかじめ学校長又は園長の意見を聞かなければならない。ただし、次に掲げるものは使用を許可しない。

- (1) 教員室
 - (2) 事務室
 - (3) 保健室及び休養室
 - (4) 特別教室(音楽教室、家庭科教室及び多目的教室を除く。)
 - (5) 教材室及び準備室
 - (6) その他校長、園長において支障があると認める施設
- 2 前項の使用を許可するときは、委員会が別に定める許可書を交付する。

第5条 委員会が使用を許可したときは、別表に定める使用料を徴収する。

2 既設電灯以外の電力及び水道の使用は、実費を加算する。

第6条 (省略)

第7条 (使用料の減免) 次の場合は、使用料を減額し、又は徴収しないことができる。

- (1) 公用に供し、又は公益のために使用する場合
- (2) 委員会が特に必要と認めた場合

問題2 次のような事件で、裁判所は憲法判断を行うべきか。三者の相違を鮮明にして論ぜよ。

- (1) 自衛隊のイラク派遣について、反戦運動家が、自分の納めた消費税や所得税の一部がこれに使用されたことを根拠に、その合憲性を争うこと
- (2) 日本国憲法第七条を根拠に行われた衆議院の解散について、衆議院の解散により失職した前衆議院議員が、歳費受領権を根拠に、その合憲性を争うこと
- (3) A県議会でなされた除名処分について、除名された前A県議会議員が、その除名処分の無効を主張する中で、その合憲性を争うこと